

第4回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 3つの無償化について

- (1) 市で保育料、学校給食費、高校生までの子ども医療費無償化と取組が進められている。
成果と課題について伺う。
- (2) 人口減少対策、少子化対策、切れ目のない子育て支援策として「3つの無償化」は重要と思われるが、今後も継続して取組を続けていくのか。

2. 生理の貧困について

- (1) 生活困窮者への相談支援の一環として生理用品の提供がなされているが、現状と課題はどのようなか。
- (2) 学校や公共施設への生理用品支援カードだけでなく、現物を配置することが望まれるが、市はどうに考えるか。

3. 動物の愛護及び管理に関する条例について

- (1) 条例では、飼い主のいない猫との関わりで地域猫活動の推進が定めてあるが、現状はどうのうか。
- (2) 飼い主のいない猫への餌やりは、住民トラブルになっている。市の積極的な関わりを市民は期待しているが、具体的な対策など、市の考えを伺う。

原口政敏君

1. 障がい者支援について

個々の障がい者に困ったことがないか聞き取りをするべきではないか。

2. 消防の安全対策について

全国において消防士の消火活動時の死亡事故が起きている。消防署職員並びに消防団員の安全対策の強化をするべきでは。

3. 個人所有の水道管の漏水について

休日に漏水の問い合わせ等があった場合、どのような対応をしているか。

4. 大里川の早期拡幅について

土地買収について早急に始めるべきでは。また、土地買収について反対している人もいると聞いているが、現状はどうのうか。

吉留良三君

1. 中山間地、農村のコミュニティの存続について

- (1) 地域食料自給圏の構築、地消地産の取組は、大変重要な課題である。給食センターの地元産の活用状況等について伺う。

①学校給食センターの地元産の活用は、関係者の努力で食のまちづくり基本計画の目標を達成しているようだが、今後さらに地消地産を推進するため、給食食材以外の地元産活用をどう広げていくのか。

②規格外品などを活用した新たな商品開発や直売所の活用促進が、生産者・納入者の確保に繋がるのではないか。

③安定的な野菜団地の育成を図るべきではないか。

- (2) 「多面的機能支払交付金」を活用した地域資源保全管理の状況、課題について

①予算規模の半分程度しか交付されず、保全管理が進まないが、予算どおりの交付をすべきではないか。

2. 異常気象下の熱中症対策について

- (1) 令和7年6月1日改正労働安全衛生規則の施行で、職場における熱中症対策が強化され、作業環境管理や労働安全衛生教育などを行うことなどが求められているが、適切に

対処されているか。また、民間等への周知などはどうか。

(2) 高温環境下の作業に、空調服導入等の2分の1補助制度などあるが、周知に努めるべきではないか。また、現場作業を行う職員に対して、適切な対策がとられているか伺う。

3. 最低賃金引き上げへの対応について

最低賃金引き上げが審議されており、鹿児島県においても時給1,000円台が確実のようで、異常な物価高でもある中、労働者には待望の改定となりそうである。一方で、中小企業や零細企業については、経営は厳しい状況がほとんどだと思う。

本市の指定管理者は、複数年契約であるため影響は必至で、適切な措置を早急に行う必要がある。また、その他の市の予算に影響される事業についても、適切な措置が必要ではないか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（9月5日）（金曜）

出席議員 15名

1番	田畠和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	石元謙吾君	主任	査神蘭敦子君
補佐	岩下敬史君	主任	宮之原聖君

説明のため出席した者の職氏名

市長	中屋謙治君	子どもみらい課長	久徳和久君
副市長	出水喜三彦君	社会教育課長	大竹佳代君
教育長	相良一洋君	福祉課長	田中俊二君
総務課長	長畠正博君	学校教育課長	西村喜一君
財政課長	神蘭正樹君	市民生活課長	西久保敏彦君
教育総務課長	吉永康彦君	都市建設課長	吉見和幸君
消防課長	上夷征史君	農政課長	久木田聰君
政策推進監	馬籠秀樹君	水産商工課長	榎並哲郎君

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） 皆様、おはようございます。

11月には市議会議員の選挙があります。この9月議会が、任期中最後の定例会となりました。4年という限られた時間の中で、同僚議員との悲しい別れもありましたが、多くの出会いや貴重な経験をさせていただき、皆様と一緒に活動ができ、また、学べたことに感謝します。

私は、定例会のたびに子育て支援や高齢者福祉、地域づくり、男女共同参画推進事業などの様々な観点から一般質問をし、市長に見解を求めてまいりました。それらの多くを自分自身の活動に生かせたことを喜びに思います。

今回は3件の質問をします。

令和7年度重点施策で、子どもへの投資、子育て支援の拡充、三つの無償化のさらなる拡充とあり、事業が進められているところでございます。この事業を効率的、効果的に進めていくには、成果や課題の整理が重要であるように思います。

そこで、まず1件目は、三つの無償化についてです。

市では、保育料、給食費、高校生までの医療費無償化の取組が進められています。課題と成果について伺います。

市長の見解を求め、以上で壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。東育

代議員の御質問にお答えをいたします。

三つの無償化による成果と課題についてであります。

本市の最大の課題は、少子化による人口減少であります。出生数がこの10年間で半減しているほか、出産適齢期の女性人口も減少を続けており、早急な対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和6年度からは、保育料、学校給食費、子ども医療費の三つの無償化を実施し、さらに今年度、令和7年度からは、私立の小・中学校や特別支援学校に通う児童生徒への給食費の支援、子ども医療費においては、窓口無償化など、こういった支援の拡充に取り組んでいるところであります。

その成果として、0歳から4歳児をはじめ、25歳から34歳の若年層が転入超過へ転じるなど、人口動態において前向きな変化が生じていると思っております。また、0歳から2歳児の入園率が年々上昇し、子育て支援が着実に地域に定着してきているのではないかと受け止めております。

一方で、年間およそ2.7億円を要する財源確保や、物価高騰の中で給食の質や量の維持といった課題があるほか、入園者の増加に伴います保育士不足や、将来的な待機児童の懸念がされるなど、克服すべき課題も明らかになってきているところであります。

今後は、これらの課題に適切に対応しつつ、三つの無償化を本市の魅力の一つとして進めてまいりたいと考えております。

あわせて、雇用や住宅、男女共同参画など、幅広い施策と連携させることで、移住・定住の促進、共働きをしやすい環境の創出、家計所得の向上などにつなげ、子育て世代をはじめとする全ての市民の暮らしの安心と満足度の向上を目指してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） ただいま、市長から成果も出ているという答弁いただきました。0歳から4歳、25歳から34歳の転入超過という答弁でございます。入園率も上昇ということであります。成果と課題、いろいろと答弁いただきました。

保護者や保育現場、学校現場など多くの方がサー

ビスを受け、喜ばれているという声は聞いております。

サービスを受けている方々の検証作業は重要と思いますが、移住者や転入者などに対して未来につながるアンケート調査などされているのか、内容と調査結果などがあればお示しください。

○政策推進監（馬籠秀樹君） アンケート調査の件についてであります。

アンケート調査につきましては、現段階では、三つの無償化に特化したアンケートは実施しておりませんが、転入手続での窓口や学校給食会などの場を通じて市民の声を把握しているところでございます。

いただいている市民の声といたしましては、保育料の無償化については、「保育料が無償なので本市に転入した」、「早めに就職活動ができた」といったような御意見をいただいているところでございます。

また、学校給食費の無償化については、「物価高騰の中で家計の助けになっている」、「栄養バランスの取れた給食を無償で食べられるのはありがたい」といった声も多く寄せられております。

子ども医療費の無償化につきましても、「通院の機会が多いので助かる」、「高校生も対象でありがたい」といった好意的な御意見をいただいております。

今後につきましては、令和8年度から転入時に実施しているアンケートの内容を見直しまして、三つの無償化の効果を直接的に検証できる設問を盛り込んで整理・分析を行った上で、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 担当課から今、転入時に声を様々聞いていくという答弁いただきましたが、今後、サービスの提供を受けた方々に対して、転入時だけでなく、アンケートを実施される予定があるのか。また、どのような形で、どのタイミングで実施されるつもりであるのか、予定があればお聞きします。

○政策推進監（馬籠秀樹君） この三つの無償化につきましては、それぞれ部署がちょっと異なっているというところもありまして、一元的に把握するというのが、やはり転入時のところかなと現在は考え

ているところであります。

また、それぞれの部署におきまして、今まで保護者の声とか利用者の声とかというのは聞いているかと思いますので、また、そちらのほうとも協議をしながら進めていくことになるかなと考えているところであります。

○11番（東 育代君） サービスを受ける方というのは転入者だけに限らないわけですので、いろんな時期にいろんな角度から、適時、アンケートを実施して、そして分析をして、検証をしてということの作業は大事だと思いますので、これからまたいろいろな声を生かせるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

屋内の遊び場を長年要望してましたが、やっと長崎鼻公園整備事業が始まりました。子育て支援センターも2か所となりました。今回の保育料の完全無償化は子育て世代の方々には大変喜ばれているようですし、ほかの自治体にお住まいの方々からは羨ましがられています。第2子、第3子と安心して子どもを産み育てられると思っていただけるとよいですね。

一方で、対象者が増えることは喜ばしいことありますが、財政的な負担も増えています。先ほど答弁の中で2.7億円ほどの財源確保というお話をされました。住民サービスとのバランスについてどのように思われるか、伺います。

○財政課長（神園正樹君） 現在、人口減少、少子化対策の一環として、三つの無償化を行っております。これらの施策により子育て世代の経済的な負担軽減を実現し、市内への定住を促進する効果が期待されており、また、子育て支援充実に対する皆さんの評価も高まっております。

この三つの無償化につきましては、ふるさと寄附金基金からの繰入れと、過疎対策事業債の借入れを行い、財源を確保しているところであります。

地域全体の活力を維持し、持続可能な地域社会を構築するためには、高齢者などに対する施策の充実も欠かせないものと考えておりますが、人口減少と少子化対策につきましては、喫緊の課題として、現在、重点的に取り組んでいるところであります。

○11番（東 育代君） 答弁いただきました。ふるさと寄附金とか過疎債とか、いろいろお話をいただきました。

先ほどもちょっと答弁ありましたけれども、本市は特に超少子高齢化が顕著と言われていますし、近隣自治体と比較しても高齢化率は高いです。

先日の新聞に、「介護保険持続97%危惧」との記事を読みました。全国自治体アンケートの結果では、人手不足、費用膨張もありました。他人事ではなく、私も後期高齢者の仲間入りをしました。厳しい社会構造の中で生きていくことへの不安もありますが、やはり子どもたちの声が聞こえるとまちは元気になります。未来への投資と思っております。

ふるさと寄附金、過疎債のお話もありましたが、さらにはクラウドファンディングで市内企業からの財源の確保とか、いろんな方法があると思いますが、ここら辺についてもう一度お聞きします。

○財政課長（神薗正樹君） 先ほども申し上げましたが、三つの無償化につきましては、現在のところ、ふるさと寄附金基金からの繰入れと過疎対策事業債の借入れを行い、財源を確保しているところあります。どちらも恒久的な財源ではないため、ただいま議員から提案のありましたガバメントクラウドファンディングも含めた新たな財源の確保や、ほかの事業との調整なども検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 次に、人口減少対策、少子化対策、切れ目のない子育て支援策として、三つの無償化は重要と思われますが、今後も継続して取組を続けていくのかということについて、再度伺います。

○市長（中屋謙治君） 壇上からも三つの無償化、現在、一定の成果が現れつつあるんじゃなかろうかと、こういうことで答弁をさせていただきました。

この三つの無償化、今後についてあります。本市のやはり最大の課題は人口減少、少子化、このように位置づけて、現在、三つの無償化を中心に様々な子育て支援策に取り組んでいるところであります。

壇上でも申し上げましたように、子どもや若年層の転入超過、あるいは保育園の入園率の増加、こう

いった成果、効果が見られ、多くの市民からも好意的な意見が寄せられているところでございます。経済的な負担の軽減に加え、共働きや女性の就労継続など、多様な波及効果も生まれてきていると考えております。また、今後、物価高騰が見込まれる中で、子育て世帯の皆さん方の経済的負担の軽減、これは必要ではなかろうかと考えております。

一方で、持続可能な財政運営や保育士の不足など、保育体制の充実など、こういった課題があるほか、少子化対策の効果は、若者や子育て世代だけでなく高齢者など全ての世代、あるいは産業振興にもつなげていく、こういった施策の展開が必要であると考えております。

今後につきましては、こうした課題に対応しつつ、三つの無償化を本市の子育て支援の柱として位置づけ、優先的に粘り強く継続して取り組んでいきたいと考えております。

○11番（東 育代君） ただいま市長から、本市の子育て支援の柱として取り組んでいくという答弁いただきました。

三つの無償化はほかの自治体に先んじた取組であり、恩恵を受けた方々はとても喜ばれています。

一方で、限られた市の予算の中で財政的負担は大きいように思います。事業を継続していくには、既存の事業の見直しも必要ではないかと考えているところです。例えば未来の宝子育て支援金、令和6年度決算を見てみると467万円ほどですが、多くの保護者が喜んでいましたし、十分に役割を果たされてきたと思いますが、内容の見直しは考えられないか、伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 未来の宝子育て支援金の事業内容の見直しについてであります。

本事業は、平成18年の施行以来、子どもの出生を祝福し、子育て世代を支える施策として多くの家庭から好評を得てまいりました。

しかし、近年は、国の出産子育て応援事業をはじめ、より包括的な子育て支援が展開されるようになり、市町村独自の支援策との効果的な連携が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、市としましては、現事業、

未来の宝子育て支援金制度の役割と効果を改めて評価し、必要に応じて事業内容の見直しや事業継続の是非を含め、子育て支援の効果的かつ効率的な在り方を検討してまいります。

○11番（東 育代君） 検証していくということでございました。

この子育て支援金事業、当時、画期的な取組で、金額ももうちょっと大きかったですよね。大好評でしたが、ほかの自治体も類似した支援金制度を始めております。後でこの件については触れます、時代に合った見直しが必要と思っております。

三つの無償化により、保護者の就労が増加することは、経済界にとっても喜ばしいことだと思いますが、子どもの側に立ったとき、忙し過ぎる母親の側に立ったとき、制度が追いついているのか不安になります。

ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実が求められると思いますが、現状を伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 各事業の現状等についてであります。

ファミリーサポートセンター事業は、仕事と子育ての両立を支援するため、依頼会員と提供会員を結びつけ、地域全体で子育てを支える重要な事業であると考えております。

しかしながら、会員数の増加が図りにくいという課題がありまして、現在、広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報発信を積極的に行うとともに、令和5年度からは提供会員への活動補助制度を創設し、利用促進に取り組んでおります。

今後も地域との連携を深め、利用者の視点に立ったサービス内容等の充実を図り、継続して支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブにつきましては、共働き世帯の増加を背景に利用希望者が年々増加している状況であります。一部のクラブでは、低学年を優先に受け入れ、高学年の入所が困難であるという課題も認識しております。

これらの課題に対応するため、児童クラブの受入れ体制の拡充を進め、新規クラブの創設や既存クラ

ブの定員拡大等を検討するとともに、支援員の確保に向けた環境整備などを進めてまいります。児童の健全な育成と保護者支援の視点を重視し、きめ細やかな対応を行ってまいります。

次に、放課後子ども教室であります。

児童クラブがない3校区においては、教育委員会において放課後子ども教室を開設・運営しております。希望する全児童を対象にした事業で、週3回から4回、放課後の1時間半程度を利用して、地域住民協力の下、学習支援や多様な体験活動を実施する内容となっております。

今後も國の方針や地域のニーズを踏まえ、関係課との連携を図りながら、児童の安全・安心な居場所づくりの充実に努めてまいります。

○11番（東 育代君） 今答弁いただきましたが、もう少しお聞きしていきます。

ファミリーサポートセンター事業、新しく令和5年度から支援拡充ということで、利用者は若干増えているようではありますが、まだまだ少ないようです。当事者の意見を聴きながらの取組が充実拡大することを願っておりますが、課題の整理や分析はされているんですね。いかがでしょうか。この取組について今後の目標があればお聞きします。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 課題の把握という意味では、サービスを受けたい依頼会員及び両方会員に対してアンケートを実施しているところでございます。

令和6年度は、対象者112人中41人の方から回答をいただきました。

結果の中では、本事業を利用しなかった方が41人中36人で、その理由としましては、利用する必要がなかった方が大半でございました。「本事業をどのようなときに利用したいか」という質問では、子どもの預かりが8割程度、送迎、その他が2割という結果がありました。

なお、預かりに関しては、預かり場所として、依頼会員宅だけではなく、子育て支援センター等を預かり場所として開所時間内であれば利用できるようにしているところでございます。

今後の対応等についてでございますけれども、や

はり課題としまして、近隣自治体においても提供会員の数等が課題の一つと聞いているところでございます。

今後も様々な広報媒体を活用した情報発信周知を根気強く実施してまいりたいと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 本当にこのファミリーサポート事業ですが、子どもを育てる中で、今はもう本当に保育料の無償化で保育園に預ける家庭が増えてきましたので、だんだん、だんだん利用者も限られてくるのかなあとは思いますが、とても大事な事業でありますし、また、学校の送迎とか、それから保育園の送迎とか、いろんなことにも使えるわけですので、そこら辺のところをもう少しＰＲしていただければ利用者も増えていくのかなというふうに思います。

また、放課後児童クラブの答弁もいただきました。各学校区によって利用者のニーズも違うことは承知しておりますが、待機児童はいないのか、また学年が上がると入所ができない状況をどのように捉えられているのか。さっきの答弁では受入れ体制の拡充とか、新規施設のお話もあるやにお聞きしておりますが、分かる範囲でお答えください。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 放課後児童クラブの待機状況についてでございます。

令和7年8月初日現在においては、待機児童はいないところでございます。

しかしながら、先ほど答弁申し上げましたが、一部のクラブでは、低学年を優先に受け入れ、高学年の入所が困難であるという課題も認識しているところでございます。

これらの課題に対応する今後の対応としましては、児童クラブの受入れ体制の拡充を含め、新規クラブの創設や既存クラブの定員拡大等を検討していくたいと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 保育料の無償化で保護者の就労は増えております。小学校に入学したときに、放課後の児童の受入先の確保、まず保護者は心配します。「長期休みのときどうしようか」、「病気になったときにはどうなるんだろうか」などと悩みな

がら子育てが始まります。特に串木野小学校区の放課後児童クラブ体制、本当にもう少し施設側と連携を取りながら、困った子どもたちが、困った保護者がいないように取り組んでいただけると思って質問しております。新規増設のお話もお聞きしましたので、何人ぐらい受入れていただける予定か、まだ分かりませんか。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 今度の拡充の数等についてでございますけれども、現時点では、まだ分かっていないところでございます。

それと一つ、串木野中央学童のことが出ましたけれども、令和6年につきましては、やはり夏休み中がちょっと現施設では対応できないということがありましたので、夏休み期間中については、支援単位を一つ増やして、公民館等で借用していただいて、受入れ体制の確保をしていただいたところでございます。

○11番（東 育代君） 串木野小学校区ということで、公民館を利用して6年度は一つクラブを増やした感じで運用されてきましたが、やっぱり利用料もかかるわけですよね。例えば学校とかが使えばいいのになあと。

でも、「学校は使えるよ」と言われた中でいろんな制限がかかって、エアコンが使えなかったりとかいろんなこともありましたので、ここら辺のところはもう少し課題の整理をしていただきたいと思います。

放課後子ども教室、4校ですよね。小規模校に設置しておりますが、令和5年度と比較して令和6年度は利用者が減少しているようですが、ただ児童数の減少だけだったんでしょうか、伺います。

○社会教育課長（大竹佳代君） 令和6年度の利用者が令和5年度に対して減少しているという御指摘でございますが、こちらにつきましては、令和6年度から羽島小学校で放課後児童クラブが開設されたことに伴い、放課後子ども教室を実施しなくなつたことによる児童の減少と捉えております。

○11番（東 育代君） そうですね、羽島小学校区に学童保育ができたということでございます。

この放課後子ども教室、時間や日数の制限があつ

てなかなか利用しづらい状況もあるようです。だからといって校区外の学童クラブには送迎の問題があってできないんですよね、なかなか。日数や時間の延長などの分を利用者に負担していただくとか、いろんな課題の整理を検討していく必要もあるのではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○社会教育課長（大竹佳代君） 放課後子ども教室は、学童クラブとは異なり、児童の生活支援や長時間の預かりといったことを目的とするものではなく、学習や体験活動を通じた児童の健全育成を支援する事業として実施をしているところです。

現在、利用料は無料でございますが、議員の御提案のとおり、利用料を徴収しても何か対策ができないかということにつきましては、現在、この子ども教室というのが国の補助制度を活用して運営をしておりますので、国の定めた範囲内で実施をしているところでございます。そのため、この子ども教室に学童クラブの機能を持たせるというのは、現状としては難しいと考えておりますが、ただ、近隣の学童クラブとの連携の方策、また、地域団体などと連携した、国の制度によらない自主的な運営など、そのような可能性はあるかと思いますので、また、関係課と連携しながら、地域の実情や保護者の御意見を伺い、最もよい方策を研究してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 放課後子ども教室は、国の補助事業でこの利用目的が違うというのは分かりますけれど、預けたい側はそういう利用目的がどうじやなくて、預けたいと思う方々はいるわけですね。学童保育、学童クラブというのは、やはり10人いないと運営ができない、10人以上いないとなかなか補助を受ける率が下がって運営が困難ということがありますので、そこら辺のところはまた保護者と今後整理しながら進めていただければなあと思います。

次に、もう少し聞きますが、人口減少対策、少子化対策、切れ目のない子育て支援については、当事者に寄り添うことが求められます。

おむつ宅配を通じて行う乳児家庭の見守り支援があります。おむつの宅配員が声をかけて小さな不安

をすくい上げる取組や、クーポン券を発行して子育て世帯を支援する家事代行サービス事業など、ほかの自治体で始まっておりますがいかがでしょうか。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 乳児家庭の見守り支援等の新たな取組についてであります。

乳児家庭の見守り支援としましては、本市では、子どもみらい訪問やこんにちは赤ちゃん事業により、乳児がいる全家庭を積極的に訪問し、子育てに関する情報提供や不安の傾聴、親子の状況把握を行っております。これらの事業を本市の支援策として継続的に実施しており、地域密着型の支援体制として一定の成果を上げております。

議員御指摘のおむつ宅配や家事代行サービス事業など、他自治体の事例につきましては、その効果や課題を情報収集、分析し、関係する施策との整合性を考えながら、よりよい支援方法を研究してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 先ほど少し触れましたが、例えば未来の子育て支援金事業の見直し、時代に合った取組が求められるところです。

おむつ宅配を通じて行う乳児家庭の見守り支援、あるいは家事代行サービスなどなどあるわけですが、県内でもこのおむつ宅配の事業、始まっていますよね。

南さつま市では、県内で初めての赤ちゃんおむつ便の取組がありました。生まれた赤ちゃんが生後1か月から1歳の誕生日を迎えるまでとあります。事業内容は、養育者及び乳児へ対面による3,000円以下のおむつ等の子育て用品を毎月1回、乳児の見守り、養育者からの育児等に関する相談を受けますとあります。予約した日時に見守り宅配員が自宅訪問し、子育て用品を養育者及び乳児と対面によりお渡しして育児等の不安や困り事をお聞きする取組です。前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○子どもみらい課長（久徳和久君） おむつ宅配の取組についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、先進地の自治体の事例をその効果や課題を情報収集、分析して、現在ある施策との整合を図りながら、よりよい支援方法として研究してま

いりたいと考えておるところでございます。

○11番（東 育代君） もう少しお聞きします。

宮城県の丸森町というところがあるんですが、人口1万1,000人ほどの小さな町ですが、「行政や周囲の人を頼れず、日常生活で負担を抱え込む子育て世代が多い」という現状が見えてきた。家事に追われる親のために頼れる仕組みづくりをつくりたい」と、出生数が年々減少する同町では、クーポン券を発行して子育て世帯を支援する家事代行サービス事業を実施、安心して出産・子育てができる環境整備に取り組んでいると紹介されております。

人口減少対策、少子化対策、切れ目のない子育て支援については、当事者に寄り添うことが求められると思いますが、参考になさってはいかがでしょうか。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 家事代行サービスにつきましても、その課題や情報収集を行いまして、研究してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 参考になさってください。

最後に市長にお聞きします。

「本市においても少子化による人口減少が加速度的に進んでおり、令和6年の出生数は103人と厳しい状況が続いています。こうした状況に歯止めをかけるとともに全国的な人口減少社会の中で激しく展開されている都市間競争に打ち勝ち、本市が生き残っていくためには、粘り強い少子化対策、まちの魅力づくりが重要であると考えます」と、令和7年度施政方針で述べられておりました。

人口減少、少子化、三つの無償化のさらなる拡充は未来への投資であると思います。ほかの自治体でも類似した取組が始まっています。安心して子どもを産み育てたいと思ってもらえるような地域づくりや行政サービスが求められます。

本市には産院がありません。安心して妊娠・出産ができるような体制や出産後のケア体制、おむつ宅配のときに困り事相談、あるいは家事代行サービス事業、入学した後の子どもたちの見守り体制の整備などいろいろあります。

当事者の声、現場の声に耳を傾ける、そこに答えがあります。三つの無償化事業の意義が高まる取組

を期待しての質問です。いかがでしょうか。市長の見解を求めます。

○市長（中屋謙治君） 壇上からも申し上げましたように、おかげさまでこの三つの無償化、一定の成果が現れつつあると思っております。これにつきましては、専らは、子育て世代の皆さん方の経済的負担を軽減しようということで、子育てしやすい環境をつくろうということですが、これは経済負担だけではありませんので、いろんな場面で申し上げておりますけれども、例えば男女の固定的な性別役割分担意識を解消するとか、そういったもので、今、男性職員の男性の皆さん方のイクボス宣言ということで、これも奨励いたしておりますし、いろんな方面でもってやはり子育てをしやすい環境というのはつくっていかないといけないと思います。

おっしゃいますように、その問題の原点といいましょうか、本質はやはり当事者にあると思いますので、当事者の皆さん方のどこが問題なのか、どういった点を改善してほしいのか、これは丁寧に聞き取りながら対応策を考えていきたいと思っております。

○11番（東 育代君） 次に行きます。

生理の貧困についてお聞きします。

令和4年第2回定例会3月定例会で、生理の貧困についての一般質問をしました。相談支援の一環として、生理用品を提供する取組をしていくとの答弁がありました。

市内にある公共施設のトイレに生理用品の配置やカードは考えられないかとお聞きしましたが、市庁舎と健康増進センターに取りあえずカードを置き状況を見極めながら、ほかの公共施設のトイレと、次の段階で検討していくと答弁がありました。

そこで、まず生活困窮者への相談支援の一環として、生理用品の提供はなされておりますが、現状と課題はどのようか、伺います。

○福祉課長（田中俊二君） 生理用品の提供に際しての本市の現状と課題についてであります。

本市では、現在、公共施設においては串木野庁舎1階女子トイレのみ生理用品の個別配置をしております。このほか、福祉課窓口、市来庁舎、あいびれっじにおいては、支援カードを利用し、生理用品を

配布する仕組みを設けております。この支援カード方式は、窓口での引換えに心理的負担を感じる方がある可能性があるとの課題があります。また、公共施設全てのトイレへの個別配置に関しては、衛生面や管理面での課題を解決する必要があります。

今後もよりよい支援方法について検討してまいります。

○11番（東 育代君） 担当課から答弁いただきましたが、本市では相談支援の一環として生理用品を提供する取組のようですが、まず、カードを持って受け取りに来られた方はどのくらいますか。相談件数、また、支援につながった件数と、カードを出されたときに、その生理用品1回分をお渡しされるのか、一月分をお渡しされるのか伺います。

○福祉課長（田中俊二君） まず、昨年度の提供数ですが、公共施設の3施設におきまして60パック提供をしております。

また、来られたときの対応ですが、基本的には名前、住所を聞きませんということでカードに書いてありますので、その場ではなかなか聞けないんですが、その後に電話等で困窮に関する相談等を受け入れたらと考えているところであります。

なお、このようなことから、今までこの事業を取り組んでおりますが、困窮の相談につながった事例はまだないところであります。

○11番（東 育代君） そうですね、相談につながった件数はゼロということですね。

状況を見極めながら他の公共施設へと次の段階に検討していくと答弁でしたが、特に市庁舎のトイレは、一般の利用者はあまりないですね。

利用状況の検証分析をされたのか、状況を見極めながらほかの公共施設のトイレに次の段階で検討していくとの答弁でしたが、ほかの公共施設への設置など検討されたのか。もし検討されたのであればどこにどのような形に設置、あるいはされなかつたのであれば、なぜされなかつたのか、伺います。

○福祉課長（田中俊二君） 先ほども答弁しましたように、現在配置していますのは、個別配置につきましては、串木野庁舎1階女子トイレのみ生理用品の個別配置をしております。

また、福祉課、市来庁舎、あいびれっじにおいては、支援カードを活用した配布方法を基本としているところであります。この方法につきましては、先ほども言いましたけれども、心理的負担を感じる方がいるという意見もある一方で、公共施設のトイレへの個別配置については、管理面や衛生面が課題となっておりますので、施設の管理体制や利用状況を踏まえて検討を進めているところであります。

なお、利用の範囲を広げるためにいろいろ検討した結果、子どもたちの利用が多い、またニーズが高いと思われる図書館に対して個別の配置を検討しているところであります。

○11番（東 育代君） 子どもの利用者が多い図書館ということですね。用品は串木野庁舎だけということであとはカードということですね、現状は。カードでもらいに来た方が60件ですよね。カードは、いろんな公共施設においても衛生面は関係ないわけなので、カードは置けるんじゃないんですか。というふうに私は思います。

相談件数がゼロということについて少し。相談支援につながるのが目的であったと市のほうは答弁されているのにつながっていない。この辺のところの分析も少ししていただきたいと思います。

次に、学校や公共施設への生理用品、支援カードだけでなく現物を配置することが望まれるが、市はどうに考えるか、伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 学校に実態調査を行ったところ、令和6年度では、児童生徒からの申出により、小学校では87人に132枚、中学校では20人に53枚の生理用品を配布しているところでございます。その中で経済的な理由などにより生理用品を購入できないために配布した児童生徒はおりません。

ただし、毎月のように配布している児童生徒がいた場合には、経済的に困難な状況にあることなどが心配されます。そのような児童生徒に対しては、養護教諭や担任等が個別に寄り添って対応する必要があるというふうに考えております。

困り感の有無を丁寧に確認する体制を維持し、引き続き児童生徒の悩みや状況を把握し、必要に応じて迅速かつ適切に対応していきたいと考えております。

す。

○11番（東 育代君） 小学校87人、中学校20人という答弁でございましたが、これが多いか少ないかということですよね。

本市には経済的困窮が原因で生理用品を購入することができない児童生徒はいないと。学校では、保健室内に生理用品を配備して、養護教諭が必要とする児童生徒に配布との答弁であります。

現状、どのように認識されているのかな。前回もお聞きしましたが、「保健室にもらいくる勇気がない児童生徒が多いので、トイレに置いてあると助かると思う」と保護者の声もありますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 児童生徒がもらいくる勇気がないとか、恥ずかしくて話しづらいとか、そういった悩みがある場合には、まずは学校側で相談しやすい雰囲気や体制づくりを整える必要があるんじゃないかなというふうに考えております。ですので、児童生徒が安心して過ごすことができる学校の支援体制を整えるように指導してまいりたいというふうに思っています。

現在、トイレに生理用品を配置している学校もあるようですが、また、呼びかけカードを掲示するなどの周知を行っている学校もあります。保健室に常備して必要に応じて配布することを基本としつつ、児童生徒の心理を考慮し、それぞれの学校の実態に応じた対応を行うことが重要だというふうに考えております。

○11番（東 育代君） そうですね、支援体制がとることが一番大事だと思います。

学校にはそれぞれに抱える事情もあると承知しております。

前回も申しましたが、近隣の自治体、お隣、薩摩川内市、日置市では、学校のトイレに生理用品を配置しております。

本当に本市では必要を感じている子どもはいないとお考えでしょうか。実際には言えなくて、体調不良と申し出でて家に帰る子どもたちもいますよ。学校のトイレ全てに配置してとは言いませんが、せめて学校に1か所でもよいので工夫をしてもらいたらと

思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 今議員がおっしゃられたように、そういうことがあるのであれば、一人ひとりに寄り添って、実態を丁寧に把握する必要があるなというふうに考えております。

先ほどもありましたが、なかなか言い出せない子はどうすればいいのかというところもありました。

今のところ、基本的には保健室に配備して、生理用品、あくまでも緊急の場合に対応するという仕様でやっているものでございまして、生活困窮とかそういういったもので準備しているというものではございませんが、今後そういうところも含めながら、どういったことができるのかということを検討してまいりたいというふうに思います。

○11番（東 育代君） 令和4年9月に保護者宛てに生理の貧困に係る生理用品の保健室配布についてと市長名で文書が届きました。生活困窮者支援の一環として、生理用品と一緒に相談窓口チラシを配布し、必要な支援につなげていく事業開始とありました。また、保護者にも経済的困窮等で生理用品の入手に困っている方は串木野庁舎、市来庁舎、串木野健康増進センターで生理用品を配布いたしますとありましたが、成果はあったのでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 先ほども申し上げましたが、学校のほうは、保健室に配備しているものは緊急のときに使用するというのを主な目的としております。

前回、生活困窮者のための支援というところでしたが、それについては各学校で全てなくなっているところもあれば、まだ残っているところもあるというふうに聞いております。

○11番（東 育代君） 学校で保護者宛てにこうして全員に配布されたんですよね。これについて成果はあったのかなということをお聞きしたかったんですが、学校は分からぬということですかね。

○学校教育課長（西村喜一君） 今申し上げましたように、成果については、ここではちょっと把握できてないんですが、先ほど申し上げましたように配布されているところもあるというところでござります。

○11番（東 育代君） このことについて市のほうは、成果についてどのように取られ、市のほうから福祉課扱いでこのときは出ているわけですので、把握されていますか。

○福祉課長（田中俊二君） 先ほど議員のおっしゃられました文書をお出したところですが、先ほども答弁させていただきましたが、これまで相談件数はないところでございます。

○11番（東 育代君） 経済的困窮等で生理用品の入手に困っていますと申し出る勇気のある人は本当にそんなにいないと思います。

見えない貧困という言葉は御存じでしょうか。昔に比べ、一見して貧しいと分からぬが、実情は食べるものにも困っている家庭が増えた。物価高で、特に食品の高騰でエンゲル係数が高くなっています。生きるのに欠かせない食品の負担が重いと、ほかのことにお金を使いにくくなり、暮らしからゆとりが失われると記事を読みました。子どもたちに過度の負担をかけないような取組を願っているところなんですがいかがでしょうか。もう一回聞きます。

○福祉課長（田中俊二君） 生活困窮に関してですけれども、生理の貧困を含めて、家庭全般の貧困問題には福祉課のほうで取り組んでおります。いろいろ相談がある中で、一人ひとりに合った丁寧な対応をしているところです。

内容につきましては、人それぞれありますし、家庭の状況で違いますので、対応方法は異なりますが、その方々の状況を把握しながら、生理の貧困も含めて、現状、対応しているところであります。

○11番（東 育代君） なかなか支援について相談に来る人がいない中で、なかなかつながっていかないというのはどこに問題があるのかなあという思いをしての質問を重ねております。

時間がちょっとないので、生理用品の配布については、本市では独自予算を設けていないと答弁がありましたが、ほかの自治体では女性活躍推進交付金で対応しているとお聞きしています。本件についていかがでしょうか。

○福祉課長（田中俊二君） 生理用品の配布についての市の予算計上についてであります。

本市では、生理用品配布に関する予算として、令和6年度、7年度に約5万円を計上し、市単独で対応を行っており、この予算は約50パック分の生理用品を対象としたものになります。

また、女性活躍推進交付金につきましては、不安を抱える女性に対しての居場所の提供など、様々な要件がありますので、現在のところ活用しておりませんが、その他の財源も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 薩摩川内市では、女性活躍推進交付金を活用して、公共施設だけでなく学校等へも配布していますとお聞きしております。

本市の取組は、50パックだけがということで、あとは市の予算という答弁ですか。

○福祉課長（田中俊二君） 現在、公共施設で配布している分については、市の予算で対応しているところでございます。

○11番（東 育代君） 公共施設だけでなく、ほかの自治体では学校等にもいろんな交付金を活用して配布しているわけですので、そこら辺ももう少し検証を重ねていただきたいと思っております。

市長にお聞きします。

前回の一般質問で、市長は、生理の貧困問題は、経済的理由だけでなく、社会的に弱い立場にある女性全般の健康、尊厳に関わる重要な課題であって、男女共同参画の視点から取り組んでいかなければならぬと答弁をされております。

本市は、令和7年4月には男女共同参画推進条例が制定されました。市独自理念として、性の多様性の尊重、性と生殖に関する健康と権利についての配慮等もあります。全庁横断的に推進をするための組織と必要な体制整備を図ると条例の中にありますが、市の組織図を見ますと、男女共同参画推進事業はどこが担うのか、残念ながら担当者、担当係の姿が組織図を見ても表には出てきません。窓口の明確化は、市民にとって極めて強いメッセージとなります。

生理の貧困問題や生理用品の実態調査などは、男女共同参画推進係や男女共同参画センターが窓口となり、担当者が現状把握をすべきであると思っております。いかがでしょうか。市長の見解を求めます。

○市長（中屋謙治君） 今、生理の貧困ということでの御意見でありますけれども、貧困問題がこの生理用品の配備と結びつけられるというのが果たして全てかという話になってきますというと、そうではないと思います。今おっしゃいましたように、貧困問題、いろんな形でもって対応しなくてはいけない。そして、その背後に男女共同参画という男女の性差別という、この部分もあるんじゃなかろうかと。

他市の事例見てみますというと、こういうふうに進んでくるんだろうかと思いながら拝見するのですが、女子トイレに生理用品を配備するというのが当たり前の社会になってくるんだろうかという。突発的に生理がといったときの応急的にトイレットペーパーと同じような感覚で女性トイレには生理用品が配備される、こういう時代に進んでいくんだろうかと思いながら、他市の取組を見るところでありましたけれども、おっしゃいますように、今回、この貧困と生理用品の配備というのを結びつけておりますけれども、男女共同参画、あるいは貧困問題、こういうことで全般的にやはり取り組んでいかなければならぬ、その一つの項目であろうというふうに捉えているところでございます。

○11番（東 育代君） そうですね。他市ではいろいろと配置してありますよ。いろいろとこんな形で配付してあります。

〔資料を見せる〕

○11番（東 育代君） 本市は今は壁に貼ってありませんが、こういう形で貼ってありましたね。こんな形で置いてあります。ここにメッセージカードを置いてですね。このくらいの配慮はあっていいのかなと思いながら質問をさせていただきました。

次に行きます。

動物の愛護及び管理に関する条例について、条例では飼い主のいない猫との関わりで地域猫活動の推進が定めていますが、現状はどのようか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 地域猫活動推進について、令和6年4月より取り組んでおります。

現状では、地域猫活動団体は、令和6年度末時点の5団体から、令和7年8月末まで新たに3団体が追加され、計8団体が登録されています。また、団

体が飼育管理する猫の頭数も、令和6年度の57頭から、令和7年度には115頭へと増加しており、不妊去勢手術は、令和6年度22件、令和7年度は65件の申請があり、地域猫の繁殖抑制は一定の効果を上げております。

市としましては、地域住民への理解を促進するため、広報紙やホームページでの周知のほか、地域や公民館での説明会を実施しており、引き続き地域猫活動の推進を図ってまいります。

○11番（東 育代君） 地域団体の数を、登録を増やすということで申請はあったと。しかし、なかなか手術まで至るということは難しいようですね。

地域猫活動団体の代表者の方々と、抱える問題を、あるいは市の課題について情報の交流ができる機会が必要だと思いますが、市の考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 現在、市は地域猫活動団体とは、窓口相談を通じて個別に連携を図っております。

しかし、登録団体数が令和6年度の5団体から令和7年度には8団体へ増加していることを受け、情報交換の場を設けることの重要性を認識しております。

団体間の課題共有や成功事例の共有が活動の質の向上にも寄与すると考え、今後、登録団体やボランティアの皆様を対象とした説明会や意見交換会の開催を検討してまいります。この取組により、地域猫活動のさらなる充実と市民環境の改善に努めてまいります。

○11番（東 育代君） 話題を共有しながら、あるいはサポーターを増やしながらという取組が重要であるように思います。

行政だけでは無理ですが、地域猫活動団体の方々の協力を得ながら、公益財団法人どうぶつ基金が費用を全額負担する行政枠を活用して手術を行う取組もありますがいかがでしょうか。市の考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 公益財団法人どうぶつ基金が提供するさくらねこ無料不妊手術事業につきましては、令和4年度に市としても行政枠に登録し、多頭飼育崩壊世帯への支援を実施いたしま

した。

ただし、地域猫活動への直接的な活用については、協力団体等の活動体制の確立や、団体等による独自の広報手段があること、地域の理解が得られていること等の条件があるため、これまで実施に至りませんでした。

今後は、地域猫活動団体との協議を進め、本事業を効果的に活用するための体制整備を検討いたします。これにより、不妊手術を通じた繁殖抑制のさらなる強化を図り、市民環境の改善につなげる取組を進めてまいります。

○11番（東 育代君） 飼い主のいない猫への餌やりは住民トラブルになっています。市の積極的な関わりを市民は期待していますが、具体的な対策など、市の考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 飼い主のいない猫への無責任な餌やり行為は、周辺環境への悪影響や住民トラブルの原因となり得るため、市としても重要な課題と認識しております。

御連絡をいただいた場合には、対象者へ指導を行い、その場で適切な対応を促すことはもちろん、地域猫活動の案内を行っております。また、必要に応じて保健所との連携も取って指導しております。

住民の理解促進のため、公民館での説明会や地域猫活動を検討している地域への個別支援を行い、情報提供や相談対応を積極的に実施しています。

今後は、さらに住民の理解促進を図るため、餌やり行為が報告された地域や、公民館での説明会の開催について協力を依頼し、地域の皆様が地域猫活動について考える機会としたいと考えております。

引き続き、地域の皆様が主体的に取り組める環境を整備しつつ、トラブルの緩和と動物との共生社会の実現を目指してまいります。

○11番（東 育代君） 公民館の説明会等を開催ということでございますが、野良猫の苦情対策、本当に大変だと思います。

野良猫抑制、住民が学ぶさつま町の取組の記事を先日見ました。野良猫を捕獲して不妊去勢手術を施し地域に返すTNR活動の学習会を町内の動物愛護団体が活動してもらおうと企画されたものようで

す。本市でも必要ではないでしょうか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市では、地域猫活動を推進しております。その中で、TNR活動、捕獲、不妊去勢、地域への返還に関しては、地域猫活動を実施するために不可欠であり、地域の住民の理解を深めるため、対象地域や公民館で出前講座や説明会を開催しております。動物愛護団体等から学習会の実施の要請があれば、普及啓発に向けた検討を行い、周知活動を支援する方向です。

今後も市民や関係団体と連携を密にし、地域社会に適した飼い主のいない猫の抑制の取組を進めてまいります。

○11番（東 育代君） 本市には、私費を投入して個人で地域猫の保護活動をされている方がいます。力を借りて、かわいそうな猫を増やさない、地域に返す、TNR活動の広報を一緒にされたらいかがでしょうか。

さつま町であったように、地域の方々の地域猫活動を理解してもらう学習会で市民の理解を得る取組も一つの方法であると思っておりますが、再度伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） さつま町の事例は、活動を行う団体が自主的に行われたもので、参加料等をいただいて実施されたものと認識しております。

本市でも活動されている団体がそういう取組をされる場合には、市としても広報活動等の支援を行いながら、開催に向けて協力をしてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） ぜひ活動団体と協力しながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長に聞きます。

ペットとして大事に守られている猫もいる一方で、現状では、飼い主のいない猫への不適切な餌やりが野良猫を増やすことにつながっております。担当者も野良猫の苦情相談に日々大変な御苦労されているとは思いますが、私は地域に帰すTNR活動を推進することは、かわいそうな猫を減らすことにつながる大事な取組であると思っております。

市長はどのように思われますか。市長の心に残る

答弁を期待いたしまして、一般質問の全てを終わりたいと思います。

○市長（中屋謙治君） 地域猫の関係、おかげさまで活動団体が増えてきております。これまでの5団体が今8団体という、こういうことで増えてきております。

活動は増えてきておると思うんですが、やはり苦情が、鳴き声がとか、あるいは庭を荒らされたとか、あるいはふん尿がという、こういう苦情はやはり来ております。

こういうことで苦情をされる、言うだけの市民ではなくて、現に迷惑を被っているんだ、だから、この地域猫、飼い主のいない猫対策と一緒にやりましょうということで、一歩踏み込んで、そういう苦情が来た公民館には出向いていって、公民館の役員の皆さん方に相談しながら、現にこういうことで問題がありますよね、地域猫活動団体という形で取り組んでいけば、先ほどおっしゃったTNR、こういうことで去勢であったり避妊であったり、最終的にはこういうことで野良猫を増やさないという、こういう取組が方向性は見えておりますので、こういうことを粘り強く説明しながら、そういった皆さん方、現に被害を受けていらっしゃる方、迷惑だと思っていらっしゃる方と一緒に巻き込んでこの取組を進めていく、こういうことに尽くるんじゃないのかなと思っておりますので、これからも粘り強く出向いていって説明をして理解を得たい、このように思っております。

○11番（東 育代君） 今、これで終わりますが、生理の貧困のところでちょっと言い忘れましたので、一言付け加えさせてください。

市庁舎だけでなく、まちなかサロンとか、図書館とか、こういうところもぜひ今後検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（中里純人君） 次に、原口政敏議員の発言を許します。

〔14番原口政敏君登壇〕

○14番（原口政敏君） 私は、少数与党となりました自由民主党を代表いたしまして、四つの問題を伺

いたいと思います。

初めに、障がい者対策についてお伺いをいたします。

本市におきましては、2,420名の障がい者の皆様方がいらっしゃいます。私は、先般、担当課に話をしまして、「この障がい者全てにお会いして、困ったことはないか尋ねたことがありますか」と申し上げましたところ、「ありません」という答弁をいたしました。大変、私もこのことに気づかなかつたことを怠慢に思い、また、担当課の答弁におきましても遺憾に思っているところでございます。

そこで市長に伺いますが、市長は市民に優しい政治をされるということを言われたときがございました。したがいまして、全ての障がい者にお会いして、困ったことはないか、一人ひとり職員を行かせて聞かれる考えはないのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

私も11月は改選でございますので、一般質問がこれが最後になるかもしれません。したがいまして、一般質問は市長との政策論争でございますので、そのことをお考えになり御答弁をいただくことをお願いを申し上げて、1回目の質問を終わります。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 原口政敏議員の御質問にお答えをいたします。

障がい者の就労状況や日常生活の困り事、こういったことの把握について、本市での対応であります。が、障害者福祉制度やその他の支援窓口を活用して相談対応を行っているところでございます。あわせて、対象者の状況に応じて訪問調査を実施し、支援につなげるための取組を進めております。また、民生委員が地域内で定期的な訪問や連絡を通じて情報収集を行い、福祉課へ情報提供を行う、こういった体制を構築しているところであります。

しかしながら、全ての障がい者を対象とした個別調査の実施については、障がいがあることを隠したい、そういう方や自身の状況を話すことに抵抗を感じる方、こういった方もいらっしゃるため、一斉の個別調査には慎重な検討が必要ではないかと考えております。

そこで、市では、障がい者基幹相談支援センターを中心として関係部署との連携を強化し、相談体制をさらに充実させることで、困り事を抱える方々が必要な支援につながる、そういう環境を整備してまいりことと考えております。

今後もきめ細やかな対応を目指し、市民の皆様の安心と福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

○14番（原口政敏君） 市長、2,420人の中で、訪問をして何か困ったことはありませんかと、怒られる人はたくさんおられないと思いますよ。

私がなぜこの質問をしたかと申しますとね、市長、さのさ祭りの夜でした。休憩時間に、椅子に40歳ぐらいのお母さんと、私が見たところ3年生ぐらいの女子生徒が座っていました。「何年生ですか」と聞きましたところ、「もう25歳以上です」とおっしゃって、私は胸が痛かったです。これぐらいの小さい女の子でした。我々は五体満足ですけれど、世の中にはこういう人がいらっしゃるんだなあとということで、「困ったことはありませんか」と、たまたま局長の知り合いでしたので、「何かあつたら電話ください」と。つくづく私は、この障がい者の皆さん方に寄り添った政治をしなければいけないと、市長、つくづく思いましたよ。

私はね、市長、先ほどあなたが言ったようにね、訪問して怒られる障がい者はそんなにたくさんいらっしゃらないと思う。怒られてもいいですがね。行ってみて、全ての障がい者にお会いして「困ったことはありませんか」と。もう一回、市長、そういう考え方ありませんか。

○市長（中屋謙治君） 今、身体障害者関係手帳を持っていらっしゃる方が1,600名余り、それから、療育手帳を持っていらっしゃる方、それから、障害福祉、これは精神の関係でしょうか、こういう方が360名と。身体障がい者もそうでしょうし、療育手帳あるいは精神のとなりますというと、そのことを本人はどうでしょうか。私は、そういうのは慎重に丁寧に、デリケートな問題じゃないかなという気がいたしますので、壇上からも申し上げましたように、困ったことがあったら民生委員、あるいは市の基幹

相談支援センター、こういうところにということで、福祉情報を皆さん困っていらっしゃるものに関しては、市のほうとしては、こういった行政サービスで対応しておりますよということで情報提供しておりますので、こちらのほうから一人ひとりお問い合わせ「何かありませんか」ということ、それはやはり慎重な対応が必要じゃないのかなという気がいたします。

以前、身体障がい者の手帳の関係だったと思うんですが、障害者手帳を提示することで公共施設の割引制度を受けられる制度があります。この手帳を出すことにためらいがあるという、こういうことを以前、この議場でも議論されたことがあったと思います。そういうことで、この障がい者の皆さん方、自分がそういうハンディを抱えておる、このことは心を痛めていらっしゃる部分というのは多々あると思いますので、丁寧に慎重に対応するのがいいんじゃないのかなと、私はそのように思っておりますけれども。

○14番（原口政敏君） 障害者手帳の所持者が、市長、身体障害者手帳所持者1,666名、療育手帳所持者386名、精神障害者保健福祉手帳所持者368名いらっしゃいますよ。この精神障がい者の方々はよしとしても、この身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者、これは聞くべきじゃないですか。聞いてもそんなに悪くないと思いますよ。怒られてもいいですがね。そんな全部が全部は怒らないと思う。困ったことを聞きに行って、怒られてもいいですがね、たとえ怒る人がいても、私は全ての人に聞くべきだと思います。

それから、就労支援でございますが、A型事業所利用者が8事業者で28名、B型事業所利用者が39社で143名。もう少し市長、この事業所に行って「採用していただけませんか」という要請もすべきだと思いますよ。

実は、私ごとで大変恐縮ですが、中学校を不登校になった男の子を今採用しております。今、自動車学校にやっておりますが、やっぱりこの障がい者は困ったことがいっぱいあると思うんですよ。「何であなたはやめたのか」と言ったら「いじめに遭った」

と。だから、いろんなことを市長、この障がい者の人たちとはしようがないですけれど、聞いてくださいよ。それが、優しい政治とあなたが言っていたことじゃないですか。どうですか。もう一回答弁してください。もうあなたはこれ以上しないんだったら聞きませんけれど。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げたように、こちらから出向いていってという話ではなくて。こういう制度、こういう受皿、こういう窓口を設けておりますと、その情報が届けば、必要に応じて先方のほうから相談をという、こういう流れのほうが、こと精神障がいであったりとか、こういう皆さん方に対しては丁寧な対応が必要じゃないのかなと、私はそのように思いますけれども。

○14番（原口政敏君） この障がい者にね、市長、寄り添った対応をしてくださいね、寄り添った対応を。

それから、これは通告は教育長にはしてございませんでしたけれど、市長が最高責任者ですので市長に伺いますが、小学校、中学校もいるんですよね。小学生、中学生もいます。だから、この小学生、中学生の障がい者の方々、この障がい者に、先ほど私は小学生が17名、中学生は12名いらっしゃいます。これは教育長に通告しておりませんでしたので、市長が最高責任者ですよね。市長から教育長に聞いて答弁させてください。

どういう障がいか、一人で生活できる障がい者なのか、介護が必要なのか、そのところはどうですか。市長にお伺いして市長は教育長に聞いてください。

○教育長（相良一洋君） ただいま原口議員のほうから、小・中学生29名の療育手帳等を持っている子どもたちがいるということをお話をされましたけれど、この小・中学生29名の療育手帳の内容としましては、B2の子どもたちがほとんどですので、軽度の子どもたち、障がいがそう重くない子どもたちが多いと思われます。

その中で、いろんな個別の支援計画とか指導計画とか特別支援については、先生方が十分把握をしながら、保護者と話合いをして、教育の方針を語りな

がら、学校では授業をどのように構築していくかと、一人ひとりに合った授業の方法、学習方法を駆使しながら進めております。

○14番（原口政敏君） 障がい者をいじめる子どもいるらしいですからね。先ほど、私のことで言いましたが、中学校を不登校の子を今採用しております。「何で君は学校に行かなかったのか」と言いましたら、まず1番目が「成績についていけなかった」と、それから、「いじめに遭った」と二つ言いましたよ。今、免許証を取らせにやっておりますけれどね。何とかして一人前にしようと一生懸命しておりますけれど、そういうことも十分気をつけてくださいね。教育長、いじめがないか。

考えますとね、私も小学校の頃、いじめましたよ。足の悪い子をチンバと。今、非常に後悔して、その人は私の今、後援会長をしてくれていますけれどね。私もいじめた。今思い出して、やっぱり昔もようせんのがいるんだなあと思って後悔しておりますけれどもね。十分注意してください。

では、この項は終わりまして、今度は消防団、消防署員の安全対策について伺います。

全国で消防署は、関西方面で最近、酸素ボンベを背負っていて二人が亡くなっています。それから、消防車に乗っていて流されて亡くなっています。全国で死亡の例がございますね。

実は、私も50年近く消防団に入っていて、2回、危険な目に遭いました。1回目は50年の2月7日でした。夜2時、美坂屋というところの火災があって、そして、水量がありませんでしたので、大里川から引いたんですよね。何十本というホースで、水圧が低くて、なかなか消火ができなくて、そして、もう1軒は、延焼を防ごうということになりました、濱田尚君の同級生だったそうですが、一人亡くなっています。おじいさんも……二人亡くなっています。隣の後ろの家主にお願いして、「屋根の上に乗せて消火させてくださいませんか」と。そしたら、「じゃあ原口さん、どうぞしてください」と。分団長に言って反対側から消火していましたですよ。こっちは270号線で家はありませんからね。そしたらね、消防長、すごい風が来てね、風と一緒に熱風が来てね、やけど

をしたんですよ。分団長が「もう原口降りろ」と言わされて、降りて、「おまえは帰れ」分団長が言われたけれど帰りませんでしたけれど、2週間ぐらい顔はやけどをして治療に行って、そのときは美男子でしたけれど、今ちょっとおかしくなりましたけれど、とにかくあのことは忘れないですね。風と一緒に熱風が来るんですよね。わあっと来て顔は痛かったですよ。分団長が「帰れ」と言ったけれど、帰りませんでしたけれど、最後までいましたけれどね。そういうことがありますので、消防長、徹底した訓練を消防、それから団員もしなければいけないと思うんですよ。いかがですか。

○消防長（上東征史君） 本市における消防職員及び団員の安全対策の強化についてであります。

先月18日に大阪市中央区で発生した建物火災においては、消火活動中の消防職員2名が死亡するという全国の消防職員にとって極めて憂慮すべき事案でございました。現時点において詳細は不明ですが、今回の事案を受け、総務省消防庁が示す警防活動時等における安全管理マニュアルに基づき、安全管理体制の再点検と安全管理マニュアルの再徹底を図るよう、消防職員に対して周知を行いました。

消防団員に対しても、消防幹部会議を通じて同様の周知を行い、安全対策の徹底を図ることとしております。

なお、建物火災における屋内侵入活動は常に危険と表裏一体でございます。過去の殉職事案や、本市で発生した建物火災の事後検証を踏まえ、建物内に屋内進入する際の活動基準というのを別に定め、屋内進入に係る適用条件を遵守した活動を行うよう、消防職員の安全対策に努めています。

また、多種多様化する災害に対応するため、消防職員は常に実践的な訓練を行い、特異な災害事案について検証会を行うなどして、現場活動の安全管理を強化しております。

消防団員においても、年2回の消防合同演習に加え、各種災害に応じた訓練を実施し、訓練後に検証を行うことで安全管理のより一層の向上を図っております。

今後も市民の生命財産を守るという責務を果たす

べく、多種多様な訓練の充実を図り、安全に活動できる体制を維持強化しながら、安全確保を最優先というふうに考え、引き続き消防職員及び消防団員の安全対策に万全を期してまいります。

○14番（原口政敏君） 一つは、今消防長が言った屋内進入ですね。これがあったんですよ。消火できると思って中に入ろうとしたところがばあっと崩れましたよね。危機一髪でした。

それから、羽島でしたが、火災で消防車が行って、止まって、途端に消防団員が車と頭を打って救急車で運ばれましたからね。命に別状ありませんでしたけれど。もう今は線状降水帯があつて、救命胴衣を着て行くんでしょう、全員が。どうですか。

○消防長（上東征史君） 消防団員の屋内進入に係る活動基準の質問についてかと思います。

過去には消防団員が確かに建物内に入って消火活動を行うことがありました。

しかし、防火服を含む各種装備が消防職員と比較すると軽装備であるため、現在は安全管理上の観点から、原則として消防団員が建物内への進入及び建物内部での消火活動は行っておりません。具体的には、防火水槽や消火栓から消防署車両への中継送水や建物外側からの延焼防止を目的とした注水など、消防職員が安全かつ迅速に火災防御を行えるよう、主に後方支援に重点を置いた活動を行っております。

明確な消防団員の活動基準というのを定めてはおりませんが、既存の安全管理マニュアル等を活用し、消防団員が警防活動を行う上で留意しなければならない安全管理上の主な事項について遵守しながら、引き続き消防団員の安全対策を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○14番（原口政敏君） 何といっても命が大事ですからね、命を守るような、あなたは総指揮官だから、安全対策に十分気をつけてください。

この項を終わります。

次に、個人所有の水道管の漏水について伺いますが、1か月ぐらい前でした。私が会社にいたところ、家内から電話がありまして、「お父さん、自宅の配管が破れてすごい水圧でどうしようもない」ということで帰りましたところ、すごいですね。すごかつ

たです。元栓を閉めればいいんじゃないかと思って元栓を閉めようと。さびが来ているんですよ。何十年前に造ったものですから。

ちょうど祭日でしたので、電話したら守衛が出ました。それで「こうして破れているんだけれど」と言ったら、「公共の水道管はできますけれど、個人はできません」とおっしゃったです。「いや、そんなはずはないんだよ。当番があつて、水道をしているところがあるから調べてごらん」と言ったら、「いや、公共のものはできますけれど、個人はできません」とおっしゃったんですよね。

そこで、私は副市長に電話しました。「副市長、こうこうだから手配してくれないか」と。そしたら、副市長は水道課に電話して、水道課から連絡が行つたと思います。串木野の業者から電話が来まして、

「上原施設さんと連絡を取りましたから、上原施設さんが行きます」ということで、1時間ばかりしてから来られたですね。ようやく水が止まって助かったんですが、普通の市民が「できない」と言わされたらどうしようもないですよ、市長。やっぱりそれだけ教育をしていないと、僕は副市長に電話して、副市長は水道課に連絡したから助かったけれど、普通の市民はこういう教育をしていないとどこにしているか、市長、分かりませんよ。私は知っていたから、

「いや、そんなはずはないんだよ」と。日曜はね、当番があつて、公の水道じゃなくても、個人でもできるんだから、そう言っても、できないと言うんですから。市民は困りますよ、こんなことを言つたら。だから徹底して、市内の皆さん方に、日曜日は、電話番号を教えて電話してくださいというぐらいのことを、市長、しないといけないですよ。どうですか、市長。

○副市長（出水喜三彦君） まずは、今回の件で宿直の対応のほうがということで御心配と御迷惑とおかけしたことでおわびを申し上げます。

これ、宿直の体制としましては、現在、シルバーパートナーハウスに委託して、串木野市役所、それから市来庁舎は行っています。そして、電話等の対応について、電話ありました受付け、これについて行つていただいているところでございますけれども、今

回につきましては、その対応について、手順マニュアル、こういったものの周知、これが市側のほうが徹底していかなかった、このことが原因じゃないかなというふうに思います。

取りも直さず、休日においては、やはりこの宿直というものが市の窓口そのものになるというふうに思いますので、その点につきましては、やはり市民の皆様が困らないように、こういった観点で一度このマニュアルの整備でありましたり、この引継ぎの徹底であります、このことを市側は努めてまいりたいと思います。

○14番（原口政敏君） 個人の弁がもう何十年、みんなたつていらっしゃると思うんですよ。さびて回りませんでしたよ。だから、水道課も何十年たつた配水ですよね。それを調査するように指導してください。あれが切れたらすごいですよね。時間がたつと、お金もどんどん上がります。メーターがバンバン上がったですよ。最終的に三万幾らで済みましたけれども。だから、あれをもう1日、2日たつたら相当かかりますからね、水道料が。だったから、水道元栓を点検してくださいというぐらいのあれはしてください。いいですね。してくれますか、元栓を。

○副市長（出水喜三彦君） 先ほど、宿直の体制についてお話をさせていただきました。

個人の水道の関係の配水の修繕というのは、これは個人の皆様方の負担として、ただ、御案内そのものが不足していたというふうに認識してございますので、水道管に関する詳細な説明は上下水道課のほうから申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○14番（原口政敏君） 最後に、大里川の早期拡幅についてお尋ねいたしますが、下のほうは買収が進み、橋も進み、順調にいっておりますが、上流のほう、畠のほうが買収がなっていないんですよね、課長。

それで、今日、平江橋のお話があると言つたけれど、一人の方が「やらない」と、私には言われないんですよ、友達に言つたって。「お金の問題か」、「いや、お金の問題じゃない。祖先からもらったものだからやらない」と。「原口には言うな」と。私みたいに変わっているんですよ。

だからね、まず、課長、下のお金はたくさん要つたけれど、畑を買う分はそんなにお金は要らないと思う。ね、課長。

だから、最初、買収をしないと、平江線の二の舞になるよ。一人が印鑑を押さなければできないんだから。課長に前から言ったんだけれど、とにかくもう1畝か2畝ぐらいの畑なんです、川の横の。私は言いからない。友達にもう一人いらっしゃるからそこに「おまえも売るな」と言いに行ったと。「俺も売らん」と。その人が教えたんです、私に。

だから、上流のね、課長、買収から始めるべきじゃないですか。どうですか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 大里川の用地買収の進捗状況につきましては、事業主体である鹿児島県によりますと、工事中の薩摩渡瀬橋から上流の学校橋の間で、現在用地買収が進められており、令和7年8月末までの用地対象が70筆ございます。そのうち現在65筆が契約済みとなっているところでございます。

また、学校橋から上流への平佐原地区では、用地調査が完了し、土地の境界立会い等が行われておりますが、現在までに県のほうで、所有者で買収に反対しているという地権者の情報は把握していないとのことでございました。

また、そのような新たな情報がございましたら、県に情報提供を行いまして、まず、交渉のほうを先に進めていっていただきたいということで要望したところでございます。

今後も、予算の確保を早急にしていただき、用地買収に早く着手していただくことを引き続き要望してまいりたいと考えているところです。

○14番（原口政敏君） 課長、測量には協力したと。「じゅっどん、やらん」と、俺の友達にも言っているんだから。「おまえもやるな」と言っているんだから、その人がうちに来たんだから。「原口さん」と。「こういう人があの畑はやらない。おまえもやるな」と言ってきたと。私の言うことはほとんど聞くんだけど。「原口さんには言うな」と言っていたと。そういうところがあるからね、早く買収をしてね、平江線の二の舞にならないようにしないといけ

ないですよ、課長。県にそういうことを伝えてください。いいですね。

いろいろと質問しましたが、これで全てを終わります。

○議長（中里純人君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時15分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉留良三議員の発言を許します。

[5番吉留良三君登壇]

○5番（吉留良三君） 今日最後の質問をいたします。

私、昨年の6月、中山間地、農村のコミュニティの存続についてと質問をいたしました。今回同様な質問をいたしますが、当時、前回は市長は、農村は公益的機能を持つので多面的機能支払交付金を活用し、市内28区で保全管理を推進している。また、地産地消の取組として、直売所での農産物販売や学校給食での米、野菜の活用、また、規格外品を使った新たな商品開発や飲食店での提供など幅広く取り組まれている。今後継続して取り組みたいと回答されました。

そこで、食料自給率の取組、地産地消の取組は、地域循環型経済構築での地域活性化策として大変重要な課題ではないかと思います。直売所の現況、給食センターの地元産活用状況、規格外品などの新たな商品開発の現状はどうかお聞きしますということで、壇上からの質問をいたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。

地消地産の推進状況についてであります。

地消地産の推進は、地域循環型経済の促進に多くの市民が関わる重要な取組と認識をいたしております。

本市では、第2期食のまちづくり基本計画に基づき、地元産の野菜、果物を学校給食に積極的に活用

してまいりました。令和6年度の使用率は重量ベースで11.7%に達し、地元産米を含めますと37.4%と、前年度に比べ大きく増加いたしております。

また、直売所での農産物販売における生産者は、季楽館で103名、えびす市場で260名、さのさ館で15名、Aコープ串木野店は50名程度、Aコープ市来店が15名程度の方が登録をされており、地元産の野菜、果物が提供されております。

地消地産の取組は地域循環型経済の構築において重要であると認識いたしておりますので、今後も関係機関、事業者間での連携強化を図りながら、地域活性化に資する活動を支援してまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今お答えいただきましたが、学校給食センターでの地元産活用状況は、協力者の協力などで順調に来ているようあります。

今後さらに地産地消を推進するためには、給食食材以外の地元産活用をどう広げていくか、そういう課題があると思います。これらについての方針等があれば教えてください。お答えください。

○農政課長（久木田聰君） 地元産の食材の給食以外の活用についてでございます。

現在、民間の病院、介護施設、保育園等への給食食材、こういったものの活用についてですけれども、実際には年間を通じて安定的な供給というところが重視される中、実際には食品配送業者さんや地元商店などが市場からの仕入れ、それからカット野菜、冷凍食品などを提供しているのが現状でございます。

地元産の野菜、果物、こういったものの市内事業者への提供については、調達先、こういったものがないか時折相談されることありますけれども、年間を通じた需要というところは現在ないところでございます。

○5番（吉留良三君） 先ほどの回答でも物産館等の状況も併せてお答えいただきましたが、今後もう一步を進めるためには、例えば給食センターで今、順調に広がってきていると思うんですけれど、前回も申し上げましたし、給食センターのほうにも問合せがあったそうですが、市内の飲食業者とか病院とか福祉施設とか、そういう給食施設を備えたと

ころの野菜とか果物などの需要、それと市内の生産者をつなぐ、そういう新たな取組をやっぱりもう一步進めていくべきじゃないかな。このままでどういう方向があるのか分かりませんけれど、とにかくもう一步進めるためには、例えばそういう需要があるところを募って、地消地産活用推進協議会みたいな任意の団体をつくって、そういうところを募って、何が必要なのかどうしようかということで進めていく。さらにそのために、コーディネーター役、前回の回答でもコーディネーターの不足といいますか、そういう課題に悩んでいるみたいな回答があったと思うんですけど、それをやっぱり市が率先して担っていく。例えばこの地産地消が非常に進んでいる静岡県の袋井市などは、教育委員会においしい給食課というのをつくって、地元生産者を回ったりしながら、現場とつないで広げているということがあります。ですから、例えば地消地産推進課までいかなくても、地産地消推進係などを新設しながら新たな役割をつくって役目をつくって、そういう事業を推進していくことが、もう一步広がっていくんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○農政課長（久木田聰君） 地消地産活用推進協議会あるいはコーディネート役を担う新設部署の設置をいたしまして、地元産野菜を民間事業者へ提供するということでございます。

先ほどありました袋井市につきましては、学校給食向けの食材提供を市のほうがコーディネート役という形で集めております。

本市におきましては、生産農家の方がこのようなコーディネート役を担っておりますし、学校給食への提供は今順調に進んでいるところでございます。

しかしながら、民間事業者への提供、これにつきましては、必要といたします量や品目の地元産野菜が年間を通じて安定的に供給すると、そのためには、品目の選定、生産の調整、配送などまだ多くの課題がございまして、現在、民間事業者が担われているような役割、こういったものを現時点では、市がその役割を担うことは困難と考えているところでございます。

○5番（吉留良三君） 今お答えいただきましたけ

れど、とにかくさっき申し上げました新たな需要、多分市内の生産では一定程度限られた品目とかになってきていると思うんですけど、そういうのを含めて、やっぱり一定の規模を募って、集まりをつくって、計画的な生産拡大含めて、自給率を高めるとか、地域活性化を図るとか、やっぱりここでもう一步踏み込む必要があるんじゃないかというふうに考えます。

そういうことにあわせて、さらに先ほど市長は確かに規格外品の取組に新たな商品開発は答えられなかったと思うんですが、前回はそれを取り組むということでしたが、例えば規格外品などの活用促進で、これを広げていくことで生産者、納入者の確保になっていて、廃棄処分なんかを防いで、活性化していくんじゃないかと思うんですが、それらの観点はいかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聰君） 規格外品の活用についてであります。

規格外品は、共販出荷をされる方あるいは市場に出荷する生産者が、曲がりや傷など出せないものを物産館等で販売することで、廃棄を減らす努力をされております。

また、物産館に出されました野菜、これにつきましては、一定の期間売れ残ったものは生産者が持ち帰っておりますけれども、おおむね1割程度が持ち帰りとなっているようでございます。

持ち帰られたものは自家消費、あるいは近所に配ったり、土に返す、こういった形で処理されているようでございます。

先ほどありました、こういった物産館での規格外品それから売れ残り、こういったものを食品事業者等が引き取って加工するなど活用する場合には、傷み具合それから品目の偏りなどの課題がありますけれども、規格外品の利用促進につきましては、フードロスの削減、こういったものに資する取組でありますことから、今現在取り組んでおります食のまちPRパートナー、こういったことの中で、規格外品の有効活用あるいは地元産野菜に関心のある飲食店、食品事業者、こういったものを把握いたしまして、つないでいく、活用することができないか、検討す

る必要があると思っております。

また、規格外農産物の活用についてでございます。

生産者自らが、大里農産加工センター、生福農産加工センターにおきまして、柑橘のジュース製造それからショウガの乾燥、あるいは大隅加工技術センターでの柑橘のフリーズドライ加工、民間事業者に委託をして、ポメロのシロップの生産などに取り組まれているのが現状でございます。

今後も農産加工センター等を活用いたしました商品開発、こういったものを働きかけを強化いたしまして、規格外品の新たな食品価値を活用するための取組を進めてまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） それらに加えて、今後もう一步、さっきから申し上げますように、自給率を高める、あるいは地域活性化を図る観点から、例えば給食センターもそうですけれども、安定的な野菜、果物等の供給を図る観点からして、自家消費農家との連携とかに加えて、安定的な野菜団地の育成も必要じゃないのかなというふうに考えます。例えばですけれど、生福の山之口から中井原の台地は市内最大の畠地面積を持っていると思うんですけれど、地盤も安定していますし、災害に結構強いと思いますし、比較的台地の上ですので、鳥獣害にも強いと思われます。もう少し農業用水などの整備をすれば、農地荒廃も防げて後継者育成にもなるんじゃないかなというふうに考えます。

例えば今、ちょうど台地の中間地点が農業用水の整備がされていないと思うんですけれど、主として芋作り農家が芋を作っているところです。結構年の方々が耕作をしてらっしゃいますので、このままいけば荒廃地になるぞというのが地元での声であります。ですから、これらを含めて、防ぐ意味で、あるいは新規就農者や認定農業者にも耕作地の提供をするという意味でも、もう少し農業用水の延伸を含めて整備すれば、一定の安定した野菜作り団地ができるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聰君） 安定的な野菜団地の育成についてであります。

山之口団地は水がありますので、水がない中井原

団地のことということで、中井原団地、約11ヘクタールの広さがあります。市内最大の畠地面積でございます。古くは浜町アーケードでのリアカー販売、こういった時代から本市の野菜生産を担ってきた農地でございます。

農業用水の整備につきましては、平成13年に基盤整備が終了いたしましたけれども、その際、山之口団地に来ている水の高低差、こういったこと、それから、地権者の負担金など、こういったものがあつて合意形成が難航して、見送られたという経緯がございます。

御提案がありました農業用水の配管の延長につきましては、地権者に御負担を求める事になるため、地権者の同意が得られるのか。また、寺堀から回す場合の地下水の供給量が不足しないか。あるいは、有利に活用できる事業要件を満たせるかといった検討するべき課題があるところでございます。

市といたしましては、寺堀団地からの配管であれば高低差に問題はなく、農業用水が配管されることで、生産者が安定的に作物を栽培できる環境が構築され、施設野菜や施設果樹などの団地化、あるいは認定農業者の規模拡大、新規就農者の農地拡大につながることから、農業用水整備の必要性を認識しているところでございます。

まずは地元と話し合いをしながら、事業の必要性、妥当性、様々な視点で検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

○5番（吉留良三君） 今、市も力を入れようとしている果樹団地があります。そこも今後、新たな方向で努力をしようとされていますし、山之口方面に行きますとニンジン作りとか、安定的な野菜作りがされています。ぜひそれらを含めて、今本当にこの気象状況を含めて、災害を含めて考えなきゃいけないんですが、かなり災害的にも安定して地盤がありますので、それを含めてぜひ検討していただいて、一定の安定した野菜供給ができるように進めていただきたいと思います。

次に、参ります。

多面的支払交付金を活用した地域資源保全管理の状況と課題は何かということでお聞きします。

○農政課長（久木田聰君） 多面的機能支払交付金の課題についてでございます。

多面的機能支払交付金は、地域農業の基盤を維持し、地域資源の保全管理を推進する上で重要な施策であると認識しているところでございます。

課題といたしましては、現状では国の予算額が毎年ほぼ同額で組まれておりますが、団地それから営農組織からの要望額に対しては、活動費といたしましては100%交付されておりますけれども、長寿命化のハード整備、こういったものが52%程度と十分に満たすことができないところが課題と考えているところでございます。

市といたしましては、こういった必要な予算を確保するべく、毎年度、県や土地改良連合会を通じまして、予算額の増加の要望を行っているところですけれども、現状におきましては、交付額の満額交付となる可能性の見通しが立っていないのが現状でございます。

今後も国や県への働きかけを継続いたしまして、また、交付金の効率的な活用方法、こういったものを地域のほうに周知をしながら、資源保全管理のさらなる充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○5番（吉留良三君） 今お答えいただきましたが、この間市長が稼げる農業という観点から言うと、やっぱり3ヘクタール以下では稼げないんだということで、國の方針がそうだと思うんですけど、大規模農家の育成というのが中心で今進んでいくと思う。ただ、市長も認めていらっしゃるように本市は中山間地中心で、農村を守り、多面的機能を發揮するためには、多面的機能支払交付金が地域資源保全管理の重要な役割を果たしていると考えます。

この異常気象下で、その役割が増しているんじやないかと思いますし、現場で言われるのは、予算はあるけれど、交付されるのは半分程度しかないよなと。ぜひ課長のほうも回答いただきましたが、県なり國なりに、同様の悩みを持っている市町村が多いはずですから、ますます重要な役割を持っていると思いますので、県や國への働きかけを含めて、強めてほしいということが言われていますが、市長この

点はいかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 先ほど農政課長のほうから、この多面的機能支払交付金の現状を申し上げたところでございます。

活動費については、要求額の100%を交付されているようですが、ハード面についてはほぼ半分だという実態がございます。そういうことで、我々としては、県とかあるいは土地改良連合会、こういうところと一緒にになって要望しておりますけれども、なかなか先が見えないというのが実情でございます。引き続き粘り強く要望してまいりたいと思います。

○5番（吉留良三君） 中山間地を守る重要な役割を持っていますので、ぜひ働きかけを強めて、予算の獲得に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、熱中症対策で少しお聞きしたい点もありましたが、営農組織に対する。後の課題で一緒にさせていただきます。

次に、異常気象下の熱中症対策について移ります。

気象庁は、6月から8月の3か月間の平均気温が2.36度上昇し、統計開始以来最高の暑さになったと発表しております。また、10月も平均より気温の高い日が続き、秋だからと油断せず、徹底した熱中症対策が必要だと呼びかけています。

こうした中、厚生労働省も熱中症対策を強め、6月1日改正、労働安全衛生規則を施行しました。この中で対象となるのは、暑さ指数、気温とか湿度とか日射の状況だそうですが、暑さ指数28以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業というのが、今回の改正の対象となるそうです。

そこで、職場における熱中症対策が強化されて、様々な作業環境管理や労働安全衛生教育などを行うことが求められておりますが、適切に対処されているのか、また、民間等への周知はどうなのか、お答えください。

○総務課長（長畠正博君） 職員の熱中症対策につきましては、これまで国が策定した職場における熱中症予防基本対策要綱に基づき、作業環境管理、健康管理、安全衛生教育などを実施してきておりますが、去る6月1日の労働安全衛生規則の改正におい

て、国は、熱中症の重篤化による死亡災害を防止することを目的に、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速かつ適切に対処するため、事業所に対し、体制整備、実施手順作成、関係者への周知を義務づけております。

また、その対象は、先ほど議員からありましたように、暑さ指数28以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施することが見込まれる作業となっております。

熱中症における死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによるところから、市としましては、今回の国の規則改正を受け、熱中症のおそれがある者を発見したときに、誰でも状況に応じた迅速な判断ができるよう、対応計画を作成するとともに、作業現場で熱中症が発生したときの関係者への緊急連絡先を整備するよう、職員へ周知し、現在、各職場において対策を実施しているところであります。

今後も熱中症対策につきましては、国の動向などを踏まえ、必要に応じて職員に周知を図ってまいります。

なお、民間事業所における熱中症対策につきましては、厚生労働省が主管し、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて、指導通知が行われることとなっておりますが、本市といたしましても、事業所の労働環境整備を促進するため、積極的な情報提供を行う必要があると考えております。

具体的には、市のホームページや広報紙を活用した情報の発信を予定しており、熱中症対策の重要性や国からの通知内容について周知をしてまいります。

○5番（吉留良三君） 様々な対策が進んでいるようです。さらに強めていただきたいと思いますし、命を守る行動をしてくださいということで、再三言わわれていますので、そういう観点からもぜひこのことを強めていただきたいと思います。

さらに、熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の五、六倍ということで、死亡者の約7割は屋外作業であるということで、現場において死亡に至らない、重篤化させないための適切な対策の実施が必要として、対策は強化されたと思います。

厚生労働省も対策の一環として、熱中症対策助成金というのをつくって、エイジフレンドリー補助金として、60歳以上の労働者を常時1名以上雇用する中小企業に対して、職場環境改善コース、補助率2分の1、上限100万円ということで、高齢者の身体機能補助装置、設備導入費などを助成するとなっています。例えば空調服、冷却ベスト、スポットクーラーなどに対する助成が幅広く設けられております。

このように、高温下の作業に空調服導入等の2分の1補助制度などがありますが、その周知及び直営現場作業への支給の状況はどうなっているのか伺います。

○水産商工課長（榎並哲郎君） エイジフレンドリー補助金の周知についてでございます。

同補助金につきましては、議員さんのほうから御指摘があったとおり、60歳以上の労働者を常時1名以上雇用する中小企業を対象としております。高年齢の労働者が安全かつ健康的に作業を行えるよう、設備改善を進めるための有益な支援施策であります。

また、中小企業が高年齢労働者の労災防止を図りつつ、熱中症対策を進める上で非常に活用しやすい制度であるかと思います。

本制度については、申請期限が今年の10月31日まで、または国の予算額が上限に達した際には募集が終了となることから、手続等について、商工会議所等の関係団体を通じて、各事業者へのお知らせや市のホームページにおいても周知を図っているところでございます。

市といたしましても、熱中症対策につきましては、事業所の労働環境整備を促進するため、積極的な情報提供を行う必要があると考えております。

引き続き、補助金の申請手続の支援を含めた周知活動を実施することで、安全な作業環境の構築につなげていきたいと思っております。

○総務課長（長畠正博君） 市の直営の土木作業員などに対する熱中症対策につきましてであります。

国が策定しました職場における熱中症予防基本対策要綱に基づきまして、作業環境管理、健康管理、安全衛生教育などを実施しているほか、市の被服貸与規則に基づき、任用後に対象者全員へ空調服を貸

与しております。暑い中における屋外作業においてもより働きやすい環境を整えているところです。

また、作業班ごとに適宜水分補給や塩分補給を行い、10時、15時を基本とした15分休憩や昼の1時間休憩を中心に作業を適切に管理するとともに、作業中の体調不良者がいないかを随時確認するなど体制を整えております。

これらの対策を通じて、今後も職員が屋外作業においても安心して働きやすい環境整備を推進してまいります。

○5番（吉留良三君） 今お答えいただきましたが、直営現場の職員及び恒常に現場に行かないんですけれども、土木技術とか農業の技術職員なんか、現場点検とか、この間も除草とか給水とかいろいろやっていますよね。対象の時間を超えて、例えばパークゴルフ場も三、四時間除草するとかやっていると思います。これらの職員への対応はどう言われましたですか。

○総務課長（長畠正博君） 空調服の土木作業員への対応につきましては、他自治体におきましては、屋外作業に週一定時間以上従事する職員に対して行われている事例があります。また、このような条件に該当する土木技師であったり建築技師に空調服を貸与している事例も一部にはあるようでございます。

先ほどありました、パークゴルフ場の会計年度任用職員やその他市の職員など、屋外で作業を行う時間が長い職員への空調服につきましては、勤務実態などの現状を確認し、他市の状況も踏まえながら検討していきたいと思います。

○5番（吉留良三君） とにかくこの異常な気象下の作業に対する、6月1日の改正があったわけですし、基準は示されています。暑い中、技術職員の方々も結構外に出て頑張っておられますから、ぜひこれらを踏まえて万一のことのないようにしっかりと対応していただきますよう求めておきたいと思います。

それから、パークゴルフ場を申し上げましたが、近くでシルバー人材センターの方々が作業しておられました。最初は1人でやっておられて途中から複数になって働いてらっしゃいましたが、聞いたら、

もちろんといいますか、空調服等の貸与はないし、「なかなか大変で、家における時間は涼しいんだけれど」と言いながら働いていらっしゃいましたが、このシルバー人材センターとか、それからさっき申し上げました地域の営農団体、これらの方々もある意味では公的な役割、事業所の1名以上常時雇用はあるんですが、中山間地の環境保全、まさに公的役割を担って炎天下で作業されている、こういう営農の方々それからシルバー人材の方々、これらの方々に対する適用はまず、エイジフレンドリー補助金の適用はないんでしょうか。

○総務課長（長畠正博君） シルバー人材センターの関係でお答えいたします。

このエイジフレンドリー補助金の申請窓口のほうに問い合わせてみたところであります、先ほど来ありますように、補助金の対象となるのは、60歳以上の労働者を常時1名以上雇用する中小企業となっております。

シルバー人材センターですが、基本的には、個々の会員と請負や委託契約を結ぶというような形態になっており、雇用契約ではないということで、雇用契約でない場合にはこの補助金の対象外というような回答を得たところです。

○農政課長（久木田 聰君） 保全管理を行う営農組織の熱中症対策としての空調服助成につきましては、作業環境の改善それから持続可能な活動の支援、こういったことで重要な課題というふうに認識しております。

空調服の購入につきましては、多面的機能支払交付金では対象外となっておりますけれども、中山間地域等直接支払交付金では、保全活動に必要な資材として、空調服の購入が可能であるということでございますので、各団地の交付金の範囲内にはなりますけれども、熱中症対策として活用できることを周知してまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） それらを含めて、確かに中小企業に対する国の助成が分かりますから、関連する団体を含めて、なるべく交付金なり助成金なり、それらを含めて、今後対応していただいて、熱中症で万一のこととかないような形でぜひお願ひしたい

と思います。

次に行きます。

最低賃金の引上げに対する対応についてであります。

今年も最低賃金が73円引き上りました、鹿児島県。初めて1,000円台に乗って1,026円ということで、11月1日の実施となるようあります。

本当に働く人たちというか、地域というか地方というか、30年間あまりのやっぱり賃金抑制政策で時給すれすれで働いている方々が多くて、異常な物価高も相まって、働く人にとって本当に待たれた1,000円台の突入だと思うんですが、ただ一方、地場の中小や零細企業のほうも労働者や年金生活者の購買力が落ちていますから、反映して厳しい経営状況が非常に多いというふうに考えます。

そうした中で、本市の指定管理者も複数年契約であるため影響は必至で、事業閉鎖などならないよう、雇用がしっかりと守れるように、継続できるよう、必要な適切な措置を早急に行う必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（長畠正博君） 最低賃金の引上げについては、ここ数年引上げ幅が過去最高を記録し、先月、鹿児島地方最低賃金審議会が、鹿児島県労働局長に対し、本年11月からの最低賃金を1,026円に引き上げるよう答申したところであります。引上げの流れはこれからも続くものと捉えております。

市としましては、このような急速な引上げが指定管理者等の経営に与える影響を考慮し、適切に対処すべきと考えております。

このようなことから、指定管理料の変更につきましては、協定書に基づき、賃金水準や物価水準の変動が、当初合意された指定管理料に影響を及ぼす場合、変更の申出が可能となっております。

市では、毎年10月の最低賃金改定を前に、指定管理の所管課を通じまして、それぞれの指定管理者へ最低賃金改定の遵守と変更の申出に関する通知を行っております。

これまで光熱費高騰や利用者の減少に伴う指定管理料の変更の申出があった際には、指定管理者と協議の上、追加を行うなど、柔軟な予算措置を講じて

きております。

また、指定管理以外の事業においても、賃金引上げ等を考慮し、予算編成を行っております。

市としましては、引き続き、賃金水準や物価水準の変動を注視しながら、指定管理者や関係事業者と連携し、市民サービスが維持されるよう適切に対応してまいります。

○5番（吉留良三君） 今お答えいただきました。

これまで対応された例はあったというふうに考えますが、先ほど申し上げましたように非常に厳しい現状があります。ですから、雇用を守って、今ここに住んでいる人、働いている人、生きている人、それを大事にすることがまた市外からの人の呼び込みにもやっぱり影響すると思いますので、ぜひ市長、そういう観点で、今住んでいる人、働いている人、生きている人を大事にする姿勢を目指して進めていただきたいということを申し上げまして、終わります。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午後1時54分